

議案第 7 2 号

市川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

市川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐 藤 尚 美

市川市条例第 号

市川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

市川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 3 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第 1 3 条第 2 項中「第 1 2 条」を「前条」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第 1 市川都市計画加藤新田地区地区計画の区域 B 地区の項第 6 号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同項第 1 0 号中「第 1 3 0 条の 9 の 5」を「第 1 3 0 条の 9 の 7」に改め、同号サ中「第 1 3 0 条の 9 の 6」を「第 1 3 0 条の 9 の 8」に改め、同号ス中「せんたくソーダ」を「洗濯ソーダ」に、「シヤン化合物」を「シアン化合物」に改め、同号ヌ中「かま」を「窯」に改め、同号ノ中「孔埋作業」を「孔埋<sup>あな</sup>作業」に改め、同項第 1 1 号エ中「第 1 3 0 条の 9 の 6」を「第 1 3 0 条の 9 の 8」に改め、同表市川都市計画加藤

新田地区地区計画の区域C地区の項第6号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

別表第2中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 理 由

建築基準法施行令の改正に伴い引用条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。